

「一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果」の公表について

道路運送法第15条の2に基づき、西日本鉄道株式会社から令和6年9月30日付けで届出があった一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更（路線一部廃止）届出に係る関係地方公共団体に対する意見聴取を行いました。意見聴取結果は以下のとおりです。

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出に係る意見聴取結果について

ア 届出の件名及び番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

公示番号：九運公第84号

事案番号：福6廃23（西日本鉄道株式会社）

イ 意見聴取の日時及び場所

令和7年1月16日（木）13時30分から

福岡合同庁舎新館 九州運輸局 10階 会議室

ウ 出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名

【福岡県】

福岡県企画・地域振興部交通政策課長 窪西 駿介

【須恵町】

須恵町まちづくり課長 櫻木 美奈子

エ 陳述の要旨

【福岡県】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西日本鉄道株式会社）との協議内容

令和6年3月29日付けで西日本鉄道株式会社から福岡県バス対策協議会に対し、当該路線の一部区間廃止の申出書が提出された。

令和6年4月22日に福岡県、福岡運輸支局、須恵町、西日本鉄道株式会社出席のもと、福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会を開催し、対応策について協議を行い、各関係自治体の地域協議会等で、路線の存続、代替交通の検討、廃止の受け入れ等の合意形成を図っていくこととなった。

現在、各自治体において合意形成に向けて調整中である。

(2) 自治体や住民等の意見

関係自治体が回答する。

(3) 路線廃止に対する代替交通

関係自治体が回答する。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否

関係自治体の意向を尊重する。

【須恵町】

(1) 地域協議会（バス対策協議会）・運送事業者（西日本鉄道株式会社）との協議内容

(回答) 地域協議会での協議の有無

令和6年に須恵町地域公共交通協議会を2回開催している。

・第1回 令和6年6月17日

西日本鉄道株式会社から西鉄バス空港循環線佐谷～新生区間(以下、本路線という)の廃止・減便の説明を行う。これに対し地元区長から反対の申出や、その他委員から乗降数や運転手不足の状況などについての質疑があがった。この会だけでは結論を出すことができないため、須恵町と西日本鉄道株式会社で継続して協議を行い、進展があれば協議会で報告するというところで会を閉会。

・第2回 令和6年10月21日

本路線の廃止・減便に関して、現在もなお協議中である旨を報告。

・第3回 令和7年1月21日(開催予定)

令和7年度の本路線の運行については、須恵町と西日本鉄道株式会社との間で概ね合意済みであり契約事務を進めている。ただし、令和8年度以降の運行については未確定である。契約が完了次第、各委員へ報告する予定。

(回答) 事業者からの申出の時期や内容それに対する協議内容

・令和6年3月15日

西日本鉄道株式会社から須恵町へ本路線の廃止・減便の説明を受けるとともに、補助額の増額または減便の検討をするため福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会へ申出をすると説明を受ける。

・令和6年3月29日

「乗合バス路線の一部区間廃止について」の通知を受ける。

・令和6年4月12日

西日本鉄道株式会社から須恵町へ本路線の廃止・減便の説明を受ける。

・令和6年4月22日

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会が開催され、本路線の廃止・減便に関して須恵町地域公共交通協議会で審議するよう指示を受ける。

・令和6年7月29日

「佐谷～新生間路線バス運行を継続するために、財政的観点から本町の意向を決定するものである。この協議後に町長へ最終決定を仰ぎ、西鉄バスと交渉を進める。」を目的に、須恵町内部(副町長、総務課、まちづくり課)で協議を実施。須恵町で積算した補助額で西日本鉄道株式会社と交渉することに決定。

・令和6年8月9日

「佐谷～新生間路線バスの運行を現状維持するために、補助額を見直し今後の方針を決定するもの」を目的に、須恵町と西日本鉄道株式会社で協議を実施。須恵町は補助額の妥協点を模索するが、西日本鉄道株式会社は物価高騰や運転手不足が加速し、経費が増加しているため赤字額全額の補助を要求。

・令和6年9月12日

「佐谷～新生間路線バスの運行を現状維持するために、補助額を見直し今後の方針を決定するもの」を目的に、須恵町と西日本鉄道株式会社で協議を実施。須恵町は積算した補助額で交渉するが、西日本鉄道株式会社は積算に係る単価や走行距離に対して再積算を要求。

・令和6年10月21日

須恵町と西日本鉄道株式会社で協議を実施。赤字額全額を補助することに決定。

・令和6年12月20日

須恵町と西日本鉄道株式会社で令和7年度の本路線の契約内容について協議を実施。

(2) 自治体や住民等の意見

(回答) 須恵町の見解

地域間交通を補完する重要な路線と捉えている。しかしながら補助額増に伴う財政的負担を考えると別の運行方法を模索する必要があると考えている。

(3) 路線廃止に対する代替交通の計画

(回答) 須恵町のコミュニティバスで、西鉄バス（新生または東志免のバス停）に接続を検討。

(4) 廃止予定日の繰り上げの可否 …否

(回答) 本路線の運行期間延長が決定しているため。